

交 対 協 第 2 号 の 2
令 和 5 年 4 月 12 日

静岡県交通安全対策協議会
各 実 施 機 関 ・ 団 体 様

静岡県交通安全対策協議会会長
静岡県知事 川勝 平太

令和5年夏の交通安全県民運動の実施について（通知）

日頃、交通安全運動の推進につきまして、格別な御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、7月11日（火）から7月20日（木）までの10日間「夏の交通安全県民運動」を実施します。

つきましては、同運動の実施要綱を別添のとおり送付しますので、啓発等に御活用をお願いします。

担 当：静岡県くらし・環境部県民生活局
くらし交通安全課交通安全班 鈴木
電 話：054-221-2104
F A X：054-221-5516
E-mail：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

令和5年 夏の交通安全県民運動実施要綱

- 《実施期間》 令和5年7月11日（火）から7月20日（木）までの10日間
- 《目的》 県民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る
- 《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ
- 《運動の重点》
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 二輪車と電動キックボードの安全利用の促進
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動初日広報 街頭指導の日	7月11日 (火)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	7月14日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
高齢者の交通事故 防止強化の日	7月19日 (水)	参加・体験・実践型の交通教室や広報啓発活動などを通じて、正しい交通ルールやマナーの理解向上と安全行動の促進を図る。

静岡県交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進事項

子どもと高齢者の交通事故防止

- 1 子どもの交通事故防止
 - (1) 子どもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進
 - (2) 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進
 - (3) 自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進
- 2 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢運転者対策
 - ア 高齢者自身が加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、歩行者・自転車利用者として、また運転者として安全な行動の実践を促す参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
 - イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
 - ウ 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知
 - エ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施設の広報の推進
 - (2) 横断歩行者の安全確保
 - ア 「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気を付けること)等の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等や横断禁止場所横断などの危険性の周知
 - イ 運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育と啓発の推進
 - (3) 自転車の安全利用
 - ア 「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務」の周知及びヘルメットの着用促進
 - イ 自転車乗車時のヘルメット着用の有用性についての広報啓発の推進
 - ウ 「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールの遵守
 - エ 自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」(①：交差点では周りに気を付ける ②：一時停止場所では確実に停まる ③：急がずゆっくり走る「+1プラスワン」(高齢者対象)：アシスト自転車の特性(加速・車重)を理解する)の周知・実践
 - オ 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知による自転車損害賠償保険等への加入促進
 - カ 定期的な点検整備による安全性を確保した自転車の利用

二輪車と電動キックボードの安全利用の促進

- 1 二輪車の安全利用の推進
 - (1) 体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定性を失うなど、二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進
 - (2) 体の露出を抑えた服装の徹底やエアバッグジャケットの着用など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進
 - (3) ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進
 - (4) 行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進
- 2 電動キックボードの安全利用の促進
 - (1) 電動キックボードの交通ルールと安全な利用にかかる広報啓発及び交通安全教育
 - (2) 利用者に対する街頭指導
 - (3) 販売事業者と連携した購入者に対する広報啓発活動

飲酒運転等危険運転の根絶

- 1 飲酒運転の根絶
 - (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
 - (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
 - (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
 - (4) 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施
- 2 妨害運転の防止
 - (1) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性や罰則強化の周知徹底
 - (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する啓発の推進
- 3 ながら運転の防止
スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進